

「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録について

～ 平成 24 年 7 月 3 日から、電子申請がご利用いただけます ～

平成 24 年 4 月 1 日に施行された福岡県飲酒運転撲滅条例では、事業者は、飲酒運転の撲滅を宣言し、条例の趣旨に則した取組を行うよう努めることとされています。

「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録とは、事業者の皆さんに宣言を行った旨を届け出いただき、県が登録するものです。

登録していただくと、「飲酒運転撲滅宣言企業」であることを示す登録証を発行し、県のホームページで紹介します。



1 対象

事業者（県内で事業を営む個人又は法人その他の団体）

2 届出方法

※従来どおり、紙による届出も受け付けています。

(1) 紙で届け出る場合

届出書（様式第 1 号）に必要事項をご記入の上、下記の「4 届出先・問い合わせ先」まで、郵送・FAX または電子メール等にてご提出ください。

支店・営業所単位で宣言をする場合で、一括して届け出る場合は、支店・営業所の一覧をあわせて添付してください。

※届出書は県のホームページからダウンロードできます。

[撲滅宣言ホームページ](#)

[検索](#)

※届出書様式の郵送をご希望の方は、下記「4 届出先・問い合わせ先」にご連絡ください。

(2) 電子申請により届け出る場合

「ふくおか電子申請サービス」の「飲酒運転撲滅宣言企業の届出」手続きにおいて、必要項目を入力後、送信してください。（詳細は裏面を参照してください。）

3 その他

届け出ていただきましたら、内容の確認後、登録証を送付いたします。発行手続きのため送付までに期間を要する場合があります。

4 届出先・問い合わせ先

福岡県新社会推進部生活安全課交通安全係

anzen@pref.fukuoka.lg.jp



TEL : 092-643-3167

FAX : 092-643-3169

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7-7



「ふくおか電子申請サービス」での届出方法

- 1 福岡県のホームページのトップページから、左下にある「電子申請・様式ダウンロード」をクリックすると、「ふくおか電子申請サービス」画面が表示されます。
- 2 申請者 ID を取得するため、画面左上の「申請者情報登録」をクリックし、必要事項の入力等画面の指示に従い、ID を仮登録する。
※申請者 ID を既に取得している事業者の方は、4へ進んでください。
- 3 申請者情報仮登録のメールを受信し、メールに記載されているリンクからパスワードを設定して ID を本登録する。
- 4 再度、1の「電子申請・様式ダウンロード」をクリックし、「手続きの検索」の「よく使われている手続き」から『福岡県「飲酒運転撲滅宣言企業」の届出』をクリック
- 5  電子申請ボタンをクリック
- 6 3で本登録した ID とパスワードを入力
- 7 飲酒運転撲滅宣言企業の届出入力画面が表示されますので、必要事項を入力し、画面下の「次へ」をクリック
- 8 連絡先情報を確認し、必要に応じ訂正入力等を行い「次へ」をクリック
- 9 届出書が表示されますので、内容を確認。誤りがなければ、画面下の  をクリックして、届出書の控えを出力
- 10 「送信」をクリック。「送信を完了しました。」と表示されたら届出の手続きは完了です。「終了」をクリックしてログアウトしてください。

「飲酒運転撲滅推進計画」の策定について

福岡県飲酒運転撲滅条例では、事業者は、①管理体制、②社内処分、③従業員等に対する啓発、飲酒に係る検診等に関する事項について、「飲酒運転撲滅推進計画」の策定をするなどの飲酒運転の撲滅を推進する取組を行うよう努めることとされています。

「飲酒運転撲滅宣言ホームページ」に推進計画の例を掲載しています。例を参考に、事業者の皆さんの実態に合わせた計画を策定し、飲酒運転撲滅へ積極的な取組をお願いいたします。

飲酒運転は
絶対しない！させない！許さない！